

公民館の1年間の維持管理運営等費用

施設を維持し続けるためには誰かが負担しないといけません。そこで習志野市では次のようなルールにしています。

負担の割り振り

使用料 対象面積
(部屋として貸し出す面積)

使用料 対象外面積
(受付、通路、トイレなど共通で
利用する部分の面積)

使用料
50%

市税
50%

市税
100%

半分は利用する方が負担

半分は市民の税金で負担

市民の税金ですべて負担

利用者が負担する部分

利用しない市民も含めて負担する部分